

## 埼玉県ゴルフ場農薬安全使用管理士認定事業実施要綱

平成 17 年 12 月 7 日決裁

平成 25 年 12 月 19 日決裁

### (目的)

第 1 ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理、周辺環境の保全等について、一定の資質を有する者をゴルフ場農薬安全使用管理士として認定することにより、本県のゴルフ場における農薬適正使用の推進に寄与することを目的とする。

### (認定の要件)

第 2 ゴルフ場農薬安全使用管理士の認定の要件は、ゴルフ場で現に農薬散布に従事し、かつ、実務経験が 2 年以上ある者で、第 4 による認定試験に合格した者とする。

### (研修の実施)

第 3 知事は、ゴルフ場農薬安全使用管理士の認定を受けようとする者に対し、研修を実施するものとする。

### (認定試験の実施)

第 4 知事は、研修の修了者に対し、ゴルフ場農薬安全使用管理士認定試験を実施するものとする。

### (試験の免除)

第 5 知事は、他の都道府県でゴルフ場農薬安全使用管理士の認定を受けた者から、ゴルフ場農薬安全使用管理士の認定の申出があった場合には、認定試験を免除することができる。

### (認定期間及び更新)

第 6 ゴルフ場農薬安全使用管理士の認定期間は、研修を受けた次年度の 4 月 1 日から 3 年間とする。

2 知事は、認定期間を満了する者が、更なる認定を希望する場合は、研修の全課程を受講することを条件に、試験を免除することができる。

### (認定の取消し)

第 7 知事は、ゴルフ場農薬安全使用管理士が農薬取締法に違反した場合、その他ゴ

ルフ場農薬安全使用管理士としてふさわしくない行為があったと認めた場合には、認定を取り消すことができる。

(認定委員会の設置)

第8 次に定める事項は、埼玉県農薬適正使用アドバイザー等認定委員会設置要領に基づく埼玉県農薬適正使用アドバイザー等認定委員会において協議するものとする。

- (1) 研修カリキュラムに関すること。
- (2) 試験結果の審査に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成17年12月7日から施行する。  
この要綱は、平成25年12月19日から施行する。